

資料

一九九五年インドネシア社会化法「邦訳」

太田 達也

第一章	総則
第二章	処遇
第三章	社会化処遇対象者
第一節	受刑者
第二節	社会化教育少年
第一款	刑事少年
第二款	保護少年
第三款	民事少年
第三節	指導対象者
第四章	社会化審議会及び社会化観察委員会
第五章	規律及び秩序
第六章	雑則
第七章	経過規定
第八章	終章

(全八章五四条)

社会化に関する

インドネシア共和国一九九五年法律第一二号

唯一絶対神の恵と共に、インドネシア共和国大統領は、

a 本来、社会化処遇対象者は、人間および人的資源として、一つの統合的な処遇制度のなかで正しく人道的に扱われなければならないこと、

b 行刑制度に基づく社会化処遇対象者に対する処遇は、パンチャシラ (Pancasila) 及び一九四五年基本法 (Undang-Undang Dasar 1945) を基調とする科刑制

度の最終段階を構成する社会化制度に相応しいものでないこと、

c 第b号にいう社会化制度は、社会化処遇対象者がその責任を自覚し、自己を改善し、犯罪を繰り返さず、その結果、社会環境に再び受け入れられ、開発 (pen-bangunan) において積極的な役割を果たし、善良で責任のある者として自然な生活を営むことができるようにすることを目的とした一連の法執行を構成すること、

d 条件附釈放布告 (旧官報一九一七年第七四九号・一九一七年一二月二七日、旧官報一九二六年第四八八号と関連して)のうち社会化に関連するもの、監獄規則 (旧官報一九一七年第七〇八号・一九一七年一二月一〇日)、強制教育規則 (旧官報一九一七年第七四一号・一九一七年一二月二四日)⁽¹⁾ 及び条件附刑執行布告 (旧官報一九二六年第四八七号・一九二六年一一月六日)のうち社会化に関連するものに規定されている行刑制度は、パンチャシラと一九四五年基本法に基づく社会化制度に相応しいものでないこと、

e 第a号、第b号、第c号、第d号で示した判断に基づいて、社会化に関する法律を制定する必要があるこ

と、

に鑑み、

一 一九四五年基本法第五条第一項及び第二〇条第一項

二 刑法の規定に関する一九四六年法律第一号 (インドネシア共和国公報II第9号)。関係法令として、航空犯罪及び航空機器・設備に対する犯罪に関する刑罰法令規定の適用拡大に関する刑法典中の幾つかの条文の改正及び追加に関する一九七六年法律第四号 (官報一九七六年第二六号、官報補遺第三〇八〇号)を最後とする何度かの改正・追加を経た、刑法の規定に関するインドネシア共和国一九四六年法律第一号をインドネシア共和国全領域に適用することを宣言し、刑法典を改正することに関する一九五八年法律第七三号 (官報一九五八年第二二七号、官報補遺第一六六〇号)

を考慮し、

インドネシア共和国国民議会の承認を得て、社会化に関する法律を定めるものと決定する。

十一 一般解説

パンチャシラを基調とするインドネシア国家では、刑罰の機能はもはや単なる応報ではなく、社会化処遇対象者の社会復帰や再統合の試みであるとする新しい理念により、既に三〇年以上も前から社会化制度という名で知られる処遇制度が誕生している。

条件附刑（刑法典第一四条a）や条件附釈放（刑法典第一五条）制度、少年に対する訴追や処罰の特別な制度（刑法典第四五条、第四六条及び第四七条）など刑罰（科刑）体系に関する様々な改正が行われてきてはいるものの、刑罰の性質は、基本的に、拘禁の原則と制度になおも立脚している。拘禁制度は報復と応報の要素に重点を置いているため、処遇場所として使用される施設は、受刑者に対する監獄と罪を犯した少年に対する国家教育施設となっている。

報復と応報の要素に重点を置き、「監獄」施設を伴う拘禁制度は、受刑者が自らの罪を認識し、再び犯罪を犯すことを望まず、自己、家族及び環境に対して責任をもてる社会構成員に復帰できるようにという社会復帰や再統合の理念とはそぐわない制度と手段であると見做されるようになってきている。

こうした理念に基づき、一九六四年以降、受刑者及び刑事少年に対する処遇制度は、行刑制度から社会化制度へと根本的な変革を遂げている。同様に、以前は監獄や国家教育施設と呼ばれていた施設についても、一九六四年六月一七日社会

化局長訓令第J.H.G.8/506号に基づき、社会化施設へと変更されている。

社会化制度は一連の刑事法執行単位を構成することから、その執行も、刑罰に関する一般理念の発展から切り離すことはできない。

受刑者は、客体であるだけでなく、主体でもあるのであって、刑が科せられるような罪や過ちをいつでも犯し得るその他の人間と異なる場所がないのであるから、これを抹殺してしまつてはならない。抹殺しなければならぬのは、刑が科せられるような法や道徳、宗教又はその他の社会的義務に抵触するようなことを受刑者に行わしめた諸要因なのである。刑罰は、受刑者又は刑事少年がその行為を反省するよう認識させ、善良で法に従い、道徳、社会及び宗教規範を遵守する社会構成員に復帰させることによって、結果として、安全で秩序のある平和な社会生活を達成するための試みである。

罪を犯した少年の処遇は、少年社会化施設に収容して行われる。罪を犯した少年の少年社会化施設への収容は、それぞれの少年の地位、即ち、刑事少年、保護少年及び民事少年毎に分けて行われる。当該少年の地位の区分は、少年に対して行われる処遇分類の基礎となる。

社会化施設は、庇護の原則を実施する最終段階として、教育、社会復帰及び再統合を通じて右の目的を達成するための場所である。当該社会化施設の役割に従い、この法律におい

て社会化処遇対象者の処遇と安全管理の職務を遂行する社会化職員が法執行官たる機能職官吏として定められたことは誠に適切である。

社会化制度は、社会化処遇対象者を善良な構成員として復帰させることを目的とする外、社会化処遇対象者による再犯の可能性から社会を保護することをも目的とし、且つ、パンチャシラに包摂される価値観の適用であり、それから分けることのできない部分である。

このことを踏まえ、インドネシアの社会化制度は、既に長い間、予防的、治療的、社会復帰的及び教育的な特徴を有する受刑者、社会化教育少年及び社会化指導対象者の処遇の側面を更に一層強調してきている。

この間にも社会化制度は実施されてきているが、形式的にその基礎となっている様々な法的根拠は、依然として、行刑という制度と特徴の形をとる蘭領インド時代に由来するものである。そこで、社会化の実務は、パンチャシラに包摂されている新しい理念や価値観に従って実施されてきている。

社会化制度において、受刑者、社会化教育少年及び社会化指導対象者は、精神的及び身体的処遇を受ける権利を有し、且つ、礼拝を行い、家族やその他外部の者との関係を保ち、印刷及び電子メディアを通じて情報を得、適正な教育を受けるといった諸権利を保障されている。

当該社会化制度を実施するためには、処遇において協力を

行ったり、既に刑の執行を終えた社会化処遇対象者を再び受け入れる用意があるとの態度を示すといった公衆の参加も必要とされている。

更に、当該諸権利の実現を保障するため、処遇を直接実施する社会化専門実施班を設置する外、社会化制度の実施に關し大臣に提言や答申を行う社会化審議会及び各専門実施班やその他様々な支援組織において社会化処遇対象者の処遇プログラムに關し提言を行う社会化觀察委員会を設置するものとする。

なおも行刑制度の根拠となっている古い規定や法令を改め、パンチャシラと一九四五年基本法により相応しいと評価されるような新しい事項を規定するため、この社会化に關する法律を制定する。

第一章 総 則

第一条【定義】⁽²⁾ この法律にいう、

一 社会化 (pemasyarakatan) とは、処遇の制度、機構及び方法に基づき社会化処遇対象者の処遇を行う活動で、刑事司法体系における科刑制度の最終段階を構成するものをいう。

二 社会化制度 (Sistem Pemasyarakatan) とは、社

教化処遇対象者が責任を自覚し、自己を改善すると共に、犯罪を繰り返さず、その結果、社会環境に再び受け入れられ、開発において積極的な役割を果たし、善良で責任のある者として自然な生活を営むことができるよう、その質を向上することを目的として、処遇を行う者、処遇される者及び社会の間において統合的に実施されるところのパンチャシラに基づいた社会化処遇対象者に対する処遇の方向性、限界及び方法に関する体系をいう。

三 社会化施設 (Lembaga Pemasyarakatan) —— 以下、施設 (LAPAS) と称する——とは、受刑者及び社会化教育少年の処遇を実施するための場所をいう。

四 社会化事務所 (Balai Pemasyarakatan) —— 以下、事務所 (BAPAS) と称する——とは、社会化指導対象者の指導を実施するための機関をいう。

五 社会化処遇対象者 (Warga Binaan Pemasyarakatan) とは、受刑者、社会化教育少年及び社会化指導対象者をいう。

六 有罪確定者 (Terpidana) とは、既に確定した裁判所判決に基づいて刑に処せられる者をいう。

七 受刑者 (Narapidana) とは、施設で自由刑の執行

を受ける有罪確定者をいう。

八 社会化教育少年 (Anak Didik Pemasyarakatan) とは、以下の者をいう。

a 刑事少年 (Anak Pidana)、即ち、裁判所判決に基づいて最高一八歳まで少年施設で刑の執行を受ける少年

b 保護少年 (Anak Negara)、即ち、裁判所判決に基づいて教育を受けるため国家に委託され、最高一八歳まで少年施設に収容される少年

c 民事少年 (Anak Sipil)、即ち、父母又は後見人の請求により、最高一八歳まで少年施設で教育を受けるための裁判所決定を受けた少年

九 社会化指導対象者 (Klien Pemasyarakatan) —— 以下、指導対象者 (Klien) と称する——とは、社会化事務所の指導下にある者をいう。

一〇 大臣 (Menteri) とは、社会化の分野が職務と責任の範囲に含まれている大臣をいう。

第二条【理念】 社会化制度は、社会化処遇対象者ができる限り完全な人間となり、責任を自覚し、自己を改善すると共に、犯罪を繰り返さず、その結果、社会環境に再び受け入れられ、開発において積極的な役割を果たし、

善良で責任のある者として自然な生活を営むことができるよう教育するという枠組みにおいてこれを管理運営するものとする。

↑「できる限り完全な人間になるよう」とは、人間と神、人間と個人、人間と人間同士及び人間と環境という関係において、受刑者及び社会化教育少年をその天分に戻す努力をいう。

第三条【機能】 社会化制度は、社会化処遇対象者が健全に社会へ再統合し、その結果、自由で責任のある社会構成員としての役割を再び果たすことができるよう準備させる機能を有するものとする。

↑「健全に再統合する」とは、社会化処遇対象者と社会との一体的な関係の回復をいう。

第四条【施設等の所在地】 ① 施設及び事務所は、各県都 (ibukota kabupaten) 又は市 (kotamadya) にこれを設置する。

② 必要と思料される場合、郡 (kecamatan) 又は行政指定都市 (kota administratif) のレベルに、施設の支所及び事務所の支所を設置することができる。

↑「必要と思料される場合」とは、社会化処遇対象者及びその家族に対する法律的待遇の向上及び正義の均等な配分を

果たすためには施設の支所又は事務所の支所を設置する必要があるという判断に基づくときをいう。当該判断にあたっては、地域の発展又は地域の広さ、住民の増加及び当該郡又は行政指定都市地域で発生する犯罪件数の増加に配慮するものとする。

第二章 処 遇

第五条【原則】 社会化処遇制度は、左に掲げる原則に基づいて、これを実施する。

a 庇護

b 処遇及び待遇の平等

c 教育

d 指導監督⁽³⁾

e 人間の威信と尊厳の尊重

f 自由の剥奪が唯一の苦痛であること、及び

g 親族及び一定の者との関係を常に保つ権利の保障

↑(a)「庇護」(pengayoman)とは、社会化処遇対象者による再犯の可能性から社会を守ると同時に、社会の中で有益な構成員となるよう社会化処遇対象者に生活手段を提供するという枠組みでの社会化処遇対象者に対する処遇をいう。

↑(b)「処遇及び待遇の平等」とは、人の区別なく、社会化処遇対象者に同じ処遇と待遇を行うことをいう。

↑(c)(d)「教育と指導監督」とは、家族的精神の涵養、技能、精神教育及び礼拝を行う機会といった教育と指導の管理運営がパンチャシラに基づいて実施されることをいう。

↑(e)「人間の威信と尊厳の尊重」とは、道を誤った者としての社会化処遇対象者は常に人間として扱われなければならないことをいう。

↑(f)「自由の剥奪が唯一の苦痛である」とは、社会化処遇対象者は一定の期間施設に収容されなければならない、よって国がその改善のための十分な機会を有していることをいう。施設に収容されている間も、社会化処遇対象者は人間に相応しいその他の権利を常に享受し、換言すれば、保健看護、食事、飲料、衣類、寝具、技能訓練、運動又は娯楽を受ける権利のような私的な権利は常に保障されている。

↑(g)「親族及び一定の者との関係を常に保つ権利の保障」とは、社会化処遇対象者は、たとえ施設に収容されているとしても、自由な社会構成員による施設への面会、慰問、家族訪問、婦体プログラムのような友人や親族と集う機会といった形で社会との関係を保つなど、常に社会と接し、これに慣れ親しむようにしなければならない、社会から隔絶されてはならないことをいう。

第六条【処遇・指導監督】 ① 社会化処遇対象者の処遇

は、施設でこれを行い、社会化指導対象者の指導監督は、事務所がこれを行う。

↑施設における社会化処遇対象者の処遇は、閉鎖的に（施設の中で）及び開放的に（施設の外で）実施するものとす。施設で行われる開放的処遇は、同化（asimilasi）と称し、一定の要件を満たした社会化処遇対象者を社会生活に触れさせる処遇過程のことである。開放的処遇は事務所によっても行われ、これを統合（integrasi）と称する。即ち、一定の要件を満たした社会化処遇対象者を、事務所の指導及び監督の下で社会生活させ、これに復帰させるための指導監督過程のことである。

② 施設での処遇は、更に第三章で定めるように、受刑者及び社会化教育少年に対してこれを行う。

③ 事務所による指導監督は、左に掲げる者に対してこれを行う。

a 条件附刑対象者

b 条件附釈放又は釈放前婦体を受けた受刑者、刑事少年及び保護少年

c 裁判所判決に基づいて里親又は社会団体に処遇が委託された保護少年

d 大臣又は指名された社会化総局 (Direktorat Jenderal Pemasyarakatan) 内の官吏の決定に基づいて

里親又は社会団体に指導が委託された保護少年、及び
e 裁判所の決定に基づいて父母又は後見人に指導が戻された少年

† (c) 裁判所判決に基づいて里親又は社会団体に指導監督が委託された保護少年に対する事務所の指導監督は、指導監督費を理由として、なお政府の責任とする。

† (d) 大臣又は指名された社会化総局内の官吏の決定に基づいて里親又は社会団体に指導が委託された保護少年に対し、当該少年はなお保護少年の地位にあることから、その指導監督は依然として事務所が行う。

† (e) 裁判所決定に基づいて父母又は後見人に指導が戻された少年に対する事務所の指導監督は、父母又は後見人から事務所への要請がある限りにおいて、これを行うものとする。

第七条【担当】 ① 社会化処遇対象者の処遇及び指導監督は、大臣がこれを管理運営し、社会化職員 (petugas pemasyarakatan) がこれを実施するものとする。

† 「社会化職員」とは、社会化処遇対象者の処遇、安全管理及び指導監督の職務を遂行する社会化公務員をいう。

② 施設における社会化処遇対象者の処遇及び事務所による社会化処遇対象者の指導監督に関する規定は、政令で

更にこれを定める。

† 社会化処遇対象者の処遇及び指導監督は、人格処遇活動及び自立処遇活動から成る処遇及び指導プログラムを包摂する。人格処遇 (pembinaan kepribadian) は、社会化処遇対象者ができる限り完全で、敬虔深く、自己、家族及び社会に対して責任がとれる人間となるよう、精神や性格の育成に向けられるものである。一方、自立処遇 (pembinaan kemandirian) は、社会化処遇対象者が自由で責任のある社会構成員としての役割を再び果たすことができるよう、能力や技能の育成に向けられるものである。

第八条【機能職】 ① 第七条第一項にいう社会化職員は、社会化処遇対象者の処遇、安全管理及び指導監督の分野において職務を遂行する法執行官 (Penegak Hukum) としての機能職官吏 (Pejabat Fungsional) である。

† 刑事司法体系における科刑制度の最終段階を構成する社会化は、統合的司法体系 (統合的刑事司法制度) に不可欠の段階である。従って、制度、機構、処遇方法及び社会化職員からみた場合、社会化は、一連の法執行過程から切り離せない段階となっている。

② 第一項にいう機能職官吏は、有効な法令に従い、大臣がこれを任免する。

† 「機能職官吏」とは、大臣が任免し、特に左に掲げる要件

を満たした社会化職員をいう。

- 1 社会化の分野における専門技術の教育歴を有すること
- 2 社会化専門実施班内で特別な性質を有する職務を行うこと

3 有効な法令に応じた機能職としてのその他の要件を満たすこと

第九条【関係機関との協力】

① 社会化処遇対象者の処遇及び指導監督の管理運営という枠組みにおいて、大臣は、第二条及び第三条にいう社会化制度の管理運営と活動の歩調を共にする関係政府機関、その他の社会团体又は個人と協力を行うことができる。

† 「関係政府機関」とは、宗教省、農業省、教育文化省、社会省、保健省、労働省、工業省、地方政府、パンチャシラ会得体験指針実施教育育成局 (BBP) などである。「その他の社会团体」とは、例えば、財団、共同組合、社会独立団体 (lembaga swadaya masyarakat) などである。一方、「個人」とは、医師、心理学者、事業家などである。

② 第一項にいう協力に関する規定は、政令で更にこれを定める。

† 協力は、特に左に掲げる分野における社会化処遇対象者の能力を向上するという枠組みにおいてこれを行うものとする。

a 能力及び技能

b 宗教意識

c 社会、民族及び国家意識

d 法意識

e 学問及び知識の向上能力、及び

f 社会と自己との統合

第三章 社会化処遇対象者

第一节 受刑者

第一〇条【収容】 ① 施設に収容された有罪確定者は、これを登録しなければならない。

† 有罪確定者の施設への収容は、刑事訴訟法典第二七〇条に従ってこれを行い、登録は、有罪確定者が施設に収容されたときこれを実施する。これと同様に、釈放は、受刑者が刑期の執行を終えたときこれを実施する。

② 第一項にいう登録によって、有罪確定者の地位は受刑者になるものとする。

③ 施設の長は、施設における有罪確定者の収容及び受刑者の釈放に対し責任を有する。

† 「釈放」とは、受刑者の施設からの解放又は外出をも含む。⁽⁴⁾

第一条【登録】 第一〇条第一項にいう登録は、左に掲げる事項を含むものとする。

a 記録

1 裁判所判決

2 本人の特徴、及び

3 携帯した物品及び現金

b 健康診断

c 写真撮影

d 指紋採取、及び

e 有罪確定者送致収容調書の作成

†有罪確定者の地位は、少なくとも裁判所判決、本人の特徴及び携帯した物品及び現金の記録並びに有罪確定者の送致収容調書の作成が行われた後で受刑者になるものとする。

第二条【分類】 ① 施設の受刑者に対する処遇の枠組

みにおいては、左に掲げる基準に基づき分類を行うものとする。

a 年齢

b 性別

c 宣告刑期

d 罪種、及び

e 処遇の必要性又は展開に応じたその他の基準

② 施設における女子受刑者の処遇は、女子社会化施設でこれを実施する。

第三条【委任】 受刑者の登録及び分類に関する規定は、大臣決定で更にこれを定める。

第四条【権利】 ① 受刑者は、左に掲げる権利を有する。

a 宗教又は信仰に応じた礼拝を行う

b 精神的及び身体的待遇双方の待遇を受ける

c 教育及び教授を受ける

d 適切な保健上の待遇及び食事を受ける

e 苦情 (keluhan) を申し出る

f 書物を受け、禁止されていないその他のマスメディア放送を視聴する

g 行った作業に対し賃金 (upah) 又は賞与金 (premi) を受ける

h 親族、弁護士又はその他一定の者の面会を受ける

i 刑期の短縮 (レミッション) を受ける

j 家族訪問帰休 (cuti mengunjungi keluarga) を含む同化 (asimilasi) の機会を受ける

k 条件附釈放 (pembebasan bersyarat) を受ける

l 釈放前帰休 (cuti menjelang bebas) を受ける

及び

m 有効な法令に従ったその他の権利を受ける

† (a) (d)これらの権利は、受刑者と関連した地位に配慮しながらこれを行使するものとし、従って、その行使は承認された制限を受ける。

† (e)「苦情を申し出る」とは、当事者たる受刑者に対し、基本権及び処遇過程との関連で生ずるその他の権利の侵害が発生したとき、施設の機関によって行われたものであると、施設の収容者同士によって行われたものであらうと、当事者は施設の長に対し苦情を申し出ることができることをいう。

† (i) (j)当該権利は、当事者たる受刑者が法令によって定められた要件を満たした上でこれを認めるものとする。

† (k)「条件附釈放」とは、刑期の三分の二以上の執行を受けた上、当該三分の二が九月を下らないという要件で行う受刑者の釈放をいう。

† (l)「釈放前帰休」とは、受刑者が刑期の三分の二以上の執行を受けた上、行状がよく、帰休の期間が最後のレミッションと同じであって、六月以内でなければならぬという要件で認められる帰休をいう。

† (m)「その他の権利」とは、政治的権利、選挙権及びその他の私権をいう。

② 第一項にいう受刑者の権利の実施要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

第一五条【処遇】 ① 受刑者は、一定の処遇及び活動プログラムに秩序正しく参加しなければならない。

② 第一項にいう処遇プログラムに関する規定は、政令で更にこれを定める。

第一六条【移送】 ① 受刑者は、左に掲げる目的のため、ある施設から他の施設へこれを移送することができる。

a 処遇

b 規律及び秩序

c 司法手続、又は

d 必要と思量されるその他

② 第一項にいう受刑者の移送要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

第一七条【受刑者に対する取調】 ① 被疑者、被告人又は証人としてその他の訴訟に関わっている受刑者に対する捜査で、当該受刑者が刑の執行を受けているところの施設で行われるものは、捜査官が権限を有する機関の官吏からの捜査令状を示し、施設の長にその謄本を提出した上で、これを実施するものとする。

② 施設の長は、一定の状況において、第一項にいう施設

での捜査の実施を拒むことができる。

↑「一定の状況において」とは、例えば、当該受刑者が病気の状態であるとか、安全管理上の理由などという。

③ 第一項にいう捜査は、施設の長の許可を得た上でのみ、施設の外でこれを行うことができる。

④ 第一項にいう受刑者は、左に掲げる目的のため、施設の外へこれを護送することができる。

a 捜査書類の送付

b 実況見聞 (rekonstruksi)、又は

c 裁判所公判における取調

⑤ 第四項にいう必要性以外の必要性がある場合、受刑者は、社会化総局長の書面による許可を得た上でのみ、施設の外へこれを護送することができる。

⑥ 第三項及び第五項にいう施設の外へ受刑者を護送することのできる期間は、一回につき一日以内とする。

↑「一日」とは、一就業日及び・又は宿泊しないことをいう。

⑦ 第一項にいう受刑者に対する捜査、訴追及び裁判所公判における取調手続を、現在執行されている刑の判決を言渡した地方裁判所の管轄外で行わなければならないとき、当該受刑者は、第一六条に定める規定に従い、取調が行われるところの施設へこれを移送することができる。

第二節 社会化教育少年

第一款 刑事少年

第一八条【収容】 ① 刑事少年は、少年施設にこれを収容する。

② 第一項にいう少年施設に収容された刑事少年は、これを登録しなければならない。

第十九条【登録】 第一八条第二項にいう登録は、左に掲げる事項を含むものとする。

a 記録

1 裁判所判決

2 本人の特徴、及び

3 携帯した物品及び現金

b 健康診断

c 写真撮影

d 指紋採取、及び

e 刑事少年送致収容調書の作成

第二〇条【分類】 少年施設の刑事少年に対する処遇の枠組みにおいては、左に掲げる基準に基づき分類を行うものとする。

a 年齢

b 性別

c 宣告刑期

d 罪種、及び

e 処遇の必要性又は展開に応じたその他の基準

第二条【委任】 刑事少年の登録及び分類に関する規定は、大臣決定で更にこれを定める。

第三条【権利】 ① 刑事少年は、第8号を除く第十四条にいう権利を有する。

† 刑事少年は、少年施設の中及び外において作業をさせない。但し、当該刑事少年は、職業訓練を行うことができる。

② 第一項にいう刑事少年の権利の実施要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

第三条【処遇】 ① 刑事少年は、一定の処遇及び活動プログラムに秩序正しく参加しなければならない。

② 第一項にいう処遇プログラムに関する規定は、政令で更にこれを定める。

第四条【移送】 ① 刑事少年は、左に掲げる目的のため、ある少年施設から他の少年施設へこれを移送することができ。

a 処遇

b 規律及び秩序

c 教育

d 司法手続、及び

e 必要と思料されるその他

② 第一項にいう刑事少年の移送要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

第二款 保護少年

第五条【収容】 ① 保護少年は、少年施設にこれを収容する。

② 第一項にいう少年施設に収容された保護少年は、これを登録しなければならない。

第六条【登録】 第二十五条第二項にいう登録は、左に掲げる事項を含むものとする。

a 記録

1 裁判所判決

2 本人の特徴、及び

3 携帯した物品及び現金

b 健康診断

c 写真撮影

d 指紋採取、及び

e 保護少年送致収容調書の作成

第二十七条【分類】 少年施設の保護少年に対する処遇の枠

組みにおいては、左に掲げる基準に基づき分類を行うものとする。

a 年齢

b 性別

c 処遇期間、及び

d 処遇の必要性又は展開に応じたその他の基準

第二八条【委任】 保護少年の登録及び分類に関する規定は、大臣決定で更にこれを定める。

第二九条【権利】 ① 保護少年は、第 g 号及び第 i 号を除く第一四条にいう権利を有する。

† 当該少年は施設の中及び外において作業をさせないことから、保護少年に対しては賃金又は賞与金を受ける権利を認めない。保護少年は刑を言渡されている訳ではないから、保護少年に対しては刑の短縮（レミッション）を受ける権利を認めない。

② 第一項にいう保護少年の権利の実施要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

第三〇条【処遇】 ① 保護少年は、一定の処遇及び活動プログラムに秩序正しく参加しなければならない。

② 第一項にいう処遇プログラムに関する規定は、政令で更にこれを定める。

第三一条【移送】 ① 保護少年は、左に掲げる目的のため、ある少年施設から他の少年施設へこれを移送することができる。

a 処遇

b 規律及び秩序

c 教育、及び

d 必要と思料されるその他

② 第一項にいう保護少年の移送要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

第三款 民事少年

第三二条【収容】 ① 民事少年は、少年施設にこれを収容する。

② 第一項にいう少年施設に収容された民事少年は、これを登録しなければならない。

③ 少年施設への民事少年の収容は、一四歳未満の者については六月以内とする。裁判所決定のとき一四歳の者については一年以内とし、一八歳までという条件で、毎回一年ずつ延長することができる。⁽⁷⁾

第三三条【登録】 第三二条第二項にいう登録は、左に掲げる事項を含むものとする。

a 記録

1 裁判所決定

2 本人の特徴、及び

3 携帯した物品及び現金

b 健康診断

c 写真撮影

d 指紋採取、及び

e 民事少年送致収容調書の作成

第三四条【分類】 少年施設の民事少年に対する処遇の枠組みにおいては、左に掲げる基準に基づき分類を行うものとする。

a 年齢

b 性別

c 処遇期間、及び

d 処遇の必要性又は展開に応じたその他の基準

第三五条【委任】 民事少年の登録及び分類に関する規定は、大臣決定で更にこれを定める。

第三六条【権利】 ① 民事少年は、第g号、第i号、第k号及び第l号を除く第一四条にいう権利を有する。

② 第一項にいう民事少年の権利の実施要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

第三七条【処遇】 ① 民事少年は、一定の処遇及び活動プログラムに秩序正しく参加しなければならない。

② 第一項にいう処遇プログラムに関する規定は、政令で更にこれを定める。

第三八条【移送】 ① 民事少年は、左に掲げる目的のため、ある少年施設から他の少年施設へこれを移送することができる。

a 処遇

b 規律及び秩序

c 教育、及び

d 必要と思料されるその他

② 第一項にいう民事少年の移送要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

第三節 指導対象者

第三九条【指導】 ① 各指導対象者は、事務所が行う指導プログラムに秩序正しく参加しなければならない。

② 第一項にいう事務所が指導する各指導対象者は、これを登録しなければならない。

第四〇条【登録】 第三九条第二項にいう登録は、左に掲げる事項を含むものとする。

a 記録

1 裁判所判決若しくは決定又は大臣決定

2 本人の特徴

b 写真撮影

c 指紋採取、及び

d 指導対象者送致受入調書の作成

第四一条【委任】 指導対象者の登録に関する規定は、大臣決定で更にこれを定める。

第四二条【対象者】 ① 第三九条にいう指導対象者は、左に掲げる者から成る。

a 条件附刑対象者

b 条件附釈放又は釈放前帰休を受けた受刑者、刑事少年及び保護少年

c 裁判所判決に基づいて里親又は社会団体に処遇が委託された保護少年

d 大臣又は指名された社会化総局内の官吏の決定に基づいて里親又は社会団体に指導が委託された保護少年、及び

e 裁判所決定に基づいて父母又は後見人に指導が戻された少年

② 第一項第c号にいう保護少年の指導を里親又は社会団

体が行う場合、当該里親又は社会団体は、大臣決定で定める指導監督指針に秩序正しく従わなければならない。

↑里親又は社会団体が大臣決定の定める指導監督指針に秩序正しく従わない場合、当該保護少年は、その指導監督からこれを外し、再び少年施設に収容するものとする。⁽⁸⁾

③ 第一項第e号にいう少年の指導を父母又は後見人が行う場合、当該父母又は後見人は、大臣決定で定める指導監督指針に秩序正しく従わなければならない。

第四三条【監督・観察】 第四二条第一項第c号、第d号及び第e号にいう、保護少年の指導が里親又は社会団体に委託された場合、及び、父母又は後見人に委託された少年の場合、事務所は左に掲げる事項を実施する。

a 保護者としての義務が果たされるよう、里親又は社会団体及び父母又は後見人に対する監督

b 保護を受ける保護少年及び民事少年の成長に対する

観察

第四四条【委任】 指導対象者の指導プログラムに関する規定は、政令で更にこれを定める。

第四章 社会化審議会及び社会化觀察委員会

第四十五条【職務・構成】 ① 大臣は、社会化審議会

(Balai Pertimbangan Pemasarakatan) 及び社会化觀察委員会 (Tim Pengamat Pemasarakatan) を設置する。

†「社会化審議会」とは、非階層的な性格を有する大臣の諮問機関の一つをいう。

② 社会化審議会は、大臣に提言及び・又は答申を行うことを職務とする。

†大臣に対する提言又は答申は、特に社会化処遇対象者の苦情又は不服申立に基づくものとする。

③ 第二項にいう社会化審議会は、関係政府機関の代表者、その他の非政府団体及び個人であるところの社会化分野の専門家から成る。

†「その他の非政府団体及び個人」とは、例えば、弁護士団体及び社会独立団体といった領域からのものをいう。

④ 施設若しくは事務所の官吏又はその他の関係した官吏から成る社会化觀察委員会は、左に掲げる事項を職務とする。

a 社会化制度の実施における処遇及び指導監督の形態

やプログラムに関する提言を行う

b 処遇及び指導監督プログラムの実施に対する評価を策定する、及び

c 社会化処遇対象者からの苦情及び不服申立を受理する

⑤ 社会化審議会及び社会化觀察委員会の設置、構成及び執務規定については、大臣決定でこれを定める。

第五章 規律及び秩序

第四十六条【責任】 施設の長は、自らが管理する施設の規律及び秩序に対し責任を有する。

第四十七条【懲罰】 ① 施設の長は、自らが管理する施設内の規律及び秩序に関する規定に違反した社会化処遇対象者に対し懲戒処分 (tindakan disiplin) を与え、又は懲罰 (hukuman disiplin) を科す権限を有する。

② 第一項にいう懲罰の種類は、左に掲げるものから成る。

a 受刑者又は刑事少年に対し六日以内の閉居 (wajib upan suni)、及び・又は

b 有効な法令に従い、一定の期間、一定の権利を留保し又は停止する

③ 第一項にいう懲戒処分を与え、又は懲罰を科すにおいて、社会化職員は、左に掲げる義務を負う。

a 社会化処遇対象者を公平に扱い、恣意的な処分を行わない、及び

b 処分を施設の秩序に関する規則に基づかせる

④ 第二項第 a 号にいう閉居罰を科されたことのある受刑者又は刑事少年に対しては、違反を繰り返し、又は逃走を図ったとき、更に六日の二倍以内の閉居罰を科することができる。

第四八条【武器等の装備】 職務を遂行する際、施設の職員は、銃器及びその他の保安具を装備する。

† 銃器の使用手続は、有効な法令に基づいてこれを行うものとする。

第四九条【器具・設備】 社会化職員は、必要性和有効な法令に従い、その他の器具又は設備を装備する。

† 「その他の器具又は設備」とは、特に制服、公用車及び官舎などの用意をいう。

第五〇条【委任】 施設の規律及び秩序に関する規定は、大臣決定で更にこれを定める。

第六章 雑 則

第五条【被勾留者】 ① 被勾留者の待遇上の権限、職務及び責任は、大臣にある。

② 第一項にいう被勾留者の待遇上の権限、職務及び責任の実施要件及び手続に関する規定は、政令で更にこれを定める。

† 無罪推定の原則は、常に被勾留者に適用される。一定の状況により施設に被勾留者が収容されているとき、当該被勾留者は、常に第 g 号、第 i 号、第 j 号、第 k 号及び第 l 号を除く第一四条記載の諸権利を有する。

第七章 経過規定

第五二条【経過規定】 この法律が施行された時点で、社会化に関連する全ての施行規則は、この法律と抵触しないか、又はこの法律に基づく新たな施行規則が制定されない限り、なお効力を有するものとする。

第八章 終 章

第五三条【旧法の廃止】 この法律が施行された時点で、左に掲げる法令はその効力を失うものとする。

一 条件附釈放布告（旧官報一九一七年第七四九号・一九一七年二月二七日。旧官報一九二六年第四八八号と関連して）のうち社会化に関連するもの

二 監獄規則（旧官報一九一七年第七〇八号・一九一七年二月一〇日）

三 強制教育規則（旧官報一九一七年第七四一号・一九一七年二月二四日）、及び

四 条件附刑執行布告（旧官報一九二六年第四八七号・一九二六年一月六日）のうち社会化に関連するもの

第五四条【施行期日】 この法律は、公布の日から施行する。各人が知ることのできるよう、インドネシア共和国官報への掲載によるこの法律の公布を命ずる。

一九九五年十二月三〇日 ジャカルタにて制定

インドネシア共和国大統領 スハルト

一九九五年十二月三〇日 ジャカルタにて公布

インドネシア共和国国務大臣・国務官房長官

ムルディオノ

インドネシア共和国官報一九九五年第七七号

〒インドネシア共和国官報補遺第三六一四号）

訳者注

↑ インドネシアの法律には、当該法律の「一般解説」(penjelasan umum) と条文の「逐条解説」(penjelasan pasal demi pasal) が官報補遺に掲載され、条文解釈上、重要な法源となっている。ここでは、閲覧の便宜上、「インドネシア共和国官報補遺第三六一四号」に掲載された「社会化に関するインドネシア共和国一九九五年法律第一二号に関する解説」の一般解説を法律の制定文の後に、条文の逐条解説を各条文の後に↑を付して掲載した。但し、逐条解説に「明確」(cukup jelas) との文言しかない場合は、掲載を省略した。また、条文中の各号の解説がある場合は、煩雑さを避けるため、↑(a) などのように↑マークの後に号数を示した。↑(a) (d) となっている場合は、第 a 号から第 d 号までの解説という趣旨である。

(1) 一九一七年二月二一日が正しい。

(2) 各条文の見出し【】は、便宜上、訳者が付したものの

である。

(3) 社会化法では、社会化施設内で行う施設内処遇には pembinaan の語を、また社会化事務所が行う保護観察には bimbingan ないし pembimbingan の語を用い、更にこれらを包括する総合的な処遇概念にも pembinaan の語を用いている。ここでは pembinaan に「処遇」の訳を当て、bimbingan と pembimbingan については、それほど明確に区別して使われている訳ではないものの、前者は「指導」、後者は「指導監督」と訳し分けておく。

(4) pelepasan と pengeluaran を「取り敢えず」「解放と外出」と訳したが、それぞれ何を意味するかについては明確でない。

(5) perawatan という単語は、本来、医療的な語感のある言葉で、通常「看護」といった訳語が当てられるが、ここでは一般的な意味であるのに加え、本法では、被勾留者に対する処遇全般を指す言葉としても用いられていることから、「待遇」と訳すことにする。また、第五条第 b 号と第十四条第 d 号にある pelayanan は、丁度英語の service に当たる単語であるが、これについても「待遇」と訳しておく。

(6) 这里では「捜査」(penyidikan) の語が用いられているが、「取調」(pemeriksaan) の趣旨である。なお「捜査」の意味については、インドネシア刑事訴訟法典

(KUHAP) 第一条第二号参照。

(7) 文の修飾関係が難しいが、文の構造や句読点の位置から判断して、「毎回一年ずつ延長することができる」のは「決定時に一四歳の者」のみであると考えられる。

(8) この里親や社会団体へ委託された少年は、もともと施設に収容されていた訳ではないので、「再び」(kembali) とあるのはおかしい。